

尾張旭市と愛知医科大学との包括的連携協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と愛知医科大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、幅広い分野において協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 保健、医療及び福祉の充実に関すること。
- (2) 教育・文化の振興、生涯学習の推進に関すること。
- (3) 地域のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 交通に関すること。
- (6) 知的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (7) その他両者が協議して必要と認める事項に関すること。

（連携協力窓口）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を実施するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度双方が協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに双方の協議が整った場合は、さらに3年間更新ができるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第6条 この協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

（協定の解除）

第7条 この協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上、協定を解約することができる。

（雑則）

第8条 平成25年10月2日付けで甲及び乙が締結した尾張旭市と愛知医科大学との包括的連携協力に関する協定は、この協定の発効をもって終了するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和元年7月1日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長 森 和 実



乙 愛知県長久手市岩作雁又1番地1
愛知医科大学
学長佐藤啓

